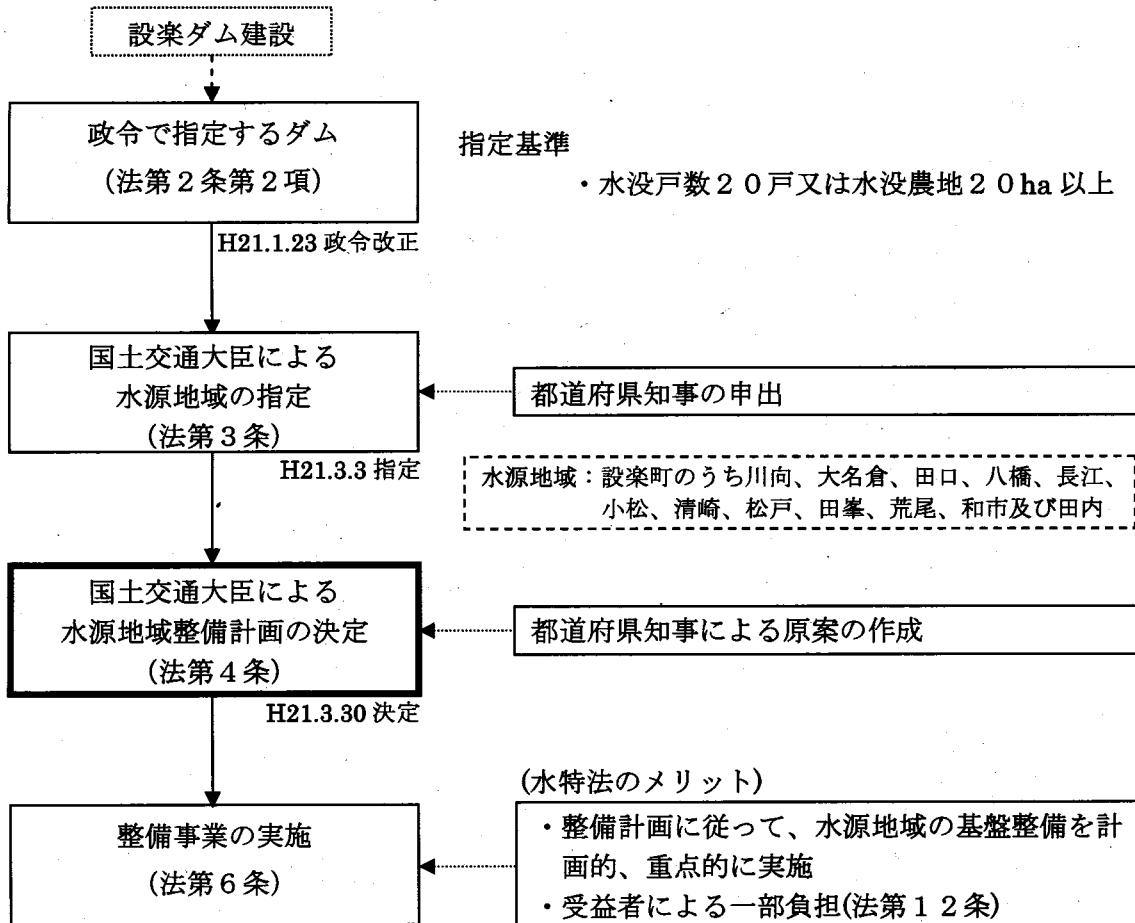


○ 水源地域対策特別措置法の目的と手続の流れ

(目的)

ダム等の建設によりその基礎条件が著しく変化する水源地域について、生活環境、産業基盤等を整備し、あわせてダム貯水池の水質の汚濁を防止する等により、関係住民の生活の安定と福祉の向上を図り、もってダム等の建設を促進し、水資源の開発と国土の保全に寄与する。

(手続の流れ)



○ 設楽ダム水源地域整備計画の概要

事業区分	事業主体	事業概要
土地改良	愛知県、設楽町	農道の整備
治山	愛知県	治山施設等の整備
治水	愛知県	親水護岸の整備
道路	愛知県、設楽町	国道、県道、町道の整備
簡易水道	設楽町	簡易水道施設等の整備
下水道	設楽町	公共下水道の整備
公営住宅	愛知県、設楽町	公営住宅の整備
林道	設楽町	林道の整備
公民館等	設楽町	民俗資料館及び集会施設等の整備
スポーツ・レクリエーション施設	設楽町	散策路、休憩施設及び駐車場等の整備
保育所等	設楽町	児童館、子育て支援センター及び保育園等の整備
予定工期：おおむね平成20年度から平成32年度まで	経費の概算額：約560億円	